

各私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）設置者 }
各私立幼保連携型認定こども園設置者 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金事務取扱要領の運用について

私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金事務取扱要領（以下、「要領」という。）の運用について次のとおり定めたので、平成 30 年 8 月 15 日以降これによって実施してください。

記

要領第 5 条関係

この条の「法務学事課が別に定めるもの」とは、次に掲げる書類をいい、児童相談所の判定又は専門医の診断書が提出できない等の事由がある場合は、これに代えることができる。

- 巡回支援専門員又は医療機関に属する臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士が作成する以下の事項が記載された心理検査結果報告書等の書類
 - ・病名（疑いのある病名）
 - ・検査日
 - ・検査の種類
 - ・検査結果
 - ・行動観察
 - ・所見
 - ・その他保護者や園等の第三者からの聴取事項

なお、巡回支援専門員が作成する書類の場合は、所属（市町村等）、職、氏名（押印）を、医療機関に属する臨床心理士等が作成する書類の場合は、所属する医療機関名、作成者の氏名（押印）を記載すること。